抗議ならびに要望書

さる八月一日、東京拘置所は永山則夫さん、神田英樹さんの死刑を執行した。東京拘置所は、九三年一一月に一名、九四年一二月に一名、九五年五月に二名、同年一二月に一名、九六年七月に一名、同年一二月に三名と、ここ四年間に行なわれた死刑執行の度ごとに執行を重ねてきた。その数は他の拘置所での執行数を含む二五名のうち半分近くを占める。私たちは、九三年以降、毎年二回、六~七人という多数の死刑囚が、あたりまえのように処刑されていることに対し、とりわけ東京拘置所が毎回その処刑に加わっていることに対し、強く抗議する。

日本で死刑執行が中断されていた三年四か月の間に、世界は死刑廃止に向けて大きく動き出した。八九年一二月、国連総会は「死刑廃止条約」を可決、世界の過半数の国と地域が死刑を廃止するに至った。日本政府はいまだにこの条約批准を拒否しているが、新聞の世論調査によっても、条件付き廃止を含めれば、死刑廃止論が存置論を上回っているのは明らかな事実である。にもかかわらず、これほど定期的に、しかも多人数に対して死刑を執行しつづけるということは、世界の趨勢に逆行するのみならず、国内世論の傾向をも無視した暴挙といわざるをえない。

「死刑の執行は法務大臣が決定するもので、拘置所はその命令に従うだけだ」というのは、言い訳に過ぎない。なぜなら、拘置所長は個々の死刑囚について、死刑執行をやめるよう上申する権限を持っているからである。「死刑囚」とされた人々はそれぞれに固有の経過をたどっており、獄中にとらえられて初めて自らの「事件」と真に向き合い、社会との関係をとらえ返していく場合が少なくないことは、日々死刑囚と接している拘置所の職員が一番よく知っているはずである。今回処刑された永山さんも、獄中から膨大な手記や小説などを発表しつつ、自らの存在を社会に訴えつづけてきた。死刑執行は、彼の訴えを永遠に闇に葬っただけでなく、最近希望していたという再審の機会をも奪ってしまった。

いうまでもなく、死刑は一度執行したら取り返しがつかないものである。冤罪の可能性、死刑と無期の間のあいまいさ、長期拘留による身体的・精神的落ち込み等々、現行制度下での死刑執行のもつ問題や矛盾を具体的に体験しているのもまた、拘置所の職員であるう。

私たちは、死刑の執行や死刑制度の存続によっては「犯罪」の防止も、私たちの社会が 抱える問題も、決して解決できないと考える。死刑制度が「犯罪」の抑止力にならないこ とは、世界的に実証されている。

また、私たちは、東京拘置所における連続した死刑執行が、現在計画されている改築と 関連しているのではないかとの危惧を持っている。

以上の点から、私たちは、東京拘置所が直ちに死刑執行を中止し、あわせて死刑囚の処 遇を改善するよう、強く要望するものである。

一九九七年九月一三日

死刑執行に抗議する東京拘置所一周デモを加者一同

東京拘置所長殿